

貸室をご利用の皆さまへ

新型コロナウイルス感染防止対策により貸室をご利用される際の基準が変更されます

いつもご利用ありがとうございます。

札幌市から、貸室利用の取扱い基準に関する通知がありましたのでお知らせいたします。

この取扱い基準は、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として令和2年6月19日(金)～当面の間までのご利用に適用されます。

ご利用の皆さまにはご不便をおかけして大変申し訳ありません新型コロナウイルス感染防止のためにご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

貸室利用の取扱い基準

1. 利用人数の制限

部屋の定員を定員の50%

- ・北白石地区センターの制限後の各部屋定員

ホール 200人 娯楽室 15人 実習室 15人 集会室 30人 和室 15人

- ・上記の定員を超える場合

「ご利用される人数の調整」、「利用時間内で2回に分割」、「定員の大きな部屋へ変更」をご検討ください

※上記の条件を満たせずキャンセルされる場合

「7月1日(水)以降キャンセルの申出があった場合はキャンセル料が発生します」

2. 利用者の把握(クラスター発生時の対策)

- ・利用者全員の氏名、緊急連絡先を把握する

参加された方全員の名前と連絡先をご記入いただき代表者の方が保管願います

※ 記入用名簿は利用時にお渡しいたします。

事前に用紙が必要場合、窓口で配布、またはホームページでも公開しています

※ 名簿は1か月間保管してください

3. 備品貸出しの制限

消毒を行うことができる場合のみ貸出(椅子・机含む)

4. 更衣室の利用制限(同時に2名以下の使用に制限)

5. 取扱い基準の適用期間

令和2年6月19日(金)～当面の間